



人権ポリシー

わたしたち I - n e グループ (※1) は、『We are Social Beauty Innovators for Chain of Happiness』という MISSION を掲げ、商品をきっかけに始まる幸せの連鎖が BOSS (お客様)、お取引先様、社会、更には地球全体にまで広がり、最大化することを目指しています。

MISSION を追求するにあたり、当社グループが商品を生み出す過程で、また当社グループが生み出したプロダクトが、世界の誰かを苦しめることはあってはなりません。

そのため、当社グループは、国際人権章典 (※2)、並びに労働における基本的原則及び権利に関する I L O 宣言 (※3) を支持・尊重し、国連が策定した「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下「指導原則」といいます。)に基づいて、本ポリシーを定めます。

また、I - n e は、国連グローバル・コンパクトに署名し、その定める人権、労働、環境及び腐敗防止の4分野にわたる10原則を支持しています。

本ポリシーは、人権にかかる当社グループの約束であり、当社グループは、本ポリシーに従って行動し、全ての人々の人権が尊重される持続可能な社会の実現に貢献します。

※1 I - n e グループとは、株式会社 I - n e 及びその子会社 (孫会社を含みます。)をいいます。

※2 世界人権宣言、「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約」及び「市民的、政治的権利に関する国際規約」の二つの国際人権規約、並びに市民的、政治的権利に関する国際規約への第一及び第二選択議定書の総称です。

※3 全ての I L O 加盟国が労働における基本的原則及び権利 (結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認、あらゆる形態の強制労働の廃止、児童労働の実効的な撤廃、雇用及び職業における差別の排除及び安全で健康的な労働環境) を尊重し、促進し実現する義務を負うことを宣言しています。

人権関連法令や規範の遵守

当社グループは、国際人権章典、並びに労働における基本的原則及び権利に関する I L O 宣言を支持・尊重し、事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される法令を遵守するとともに、国際的に認められた人権と各国や地域の法令の間に矛盾がある場合、国際規範を尊重するための方法を追求します。当社グループは、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由によるいかなる差別も排除します。また、当社グループ従業員の報酬、昇進及び評価においてはこれらを理由とした差別を行いません。

当社グループは、当社グループの従業員はもちろん、サプライチェーン全体に関わる労働者の権利を尊重し、健康的に安心して仕事ができることを基盤とし、一人ひとりの多様性や自主性を尊重する職場環境を整えます。具体的には、児童労働の廃止、強制労働の撤廃、結社の自由、団体交渉の権利の尊重、過剰労働時間の削減、生活賃金の保障及び従業員の安全確保に取り組みます。

また、現在を生きるわたしたちは、未来の地球に対して責任を持つと考え、当社グループは、ユニセフが国連グローバル・コンパクト、セーブ・ザ・チルドレンとともに策定した「子どもの権利とビジネス原則」を支持し、未来を担う子供の権利を尊重し推進します。

適用範囲

本ポリシーは、当社グループの取締役及び従業員に対して適用されることはもちろんのこと、サプライヤーを含む『We are Social Beauty Innovators for Chain of Happiness』を追求する全てのビジネスパートナーその他の関係者に対し、本ポリシーを支持し人権の尊重に務めていただけるよう働きかけ、共に人権の尊重を推進します。

取り組み

人権デューディリジェンスの実施

当社グループは、指導原則に則り、当社グループの事業活動に関係する人権への負の影響を特定、予防及び軽減するための人権デューディリジェンスの仕組みを構築し、新規事業はもちろん、既存事業に対しても定期的実施することにより、当社グループ社内及びサプライチェーン全体の人権に関するリスクを特定し、評価し、その予防及び軽減に向けた行動を継続的に実施します。

救済・是正

万が一、当社グループの事業活動が人権への負の影響を惹起し、助長し又は直接結びつく事態が発生した場合に備え、かかる人権への負の影響に対応するための適切な苦情処理メカニズムを整備し、その救済が図られるように誠実に対応し、是正に向けて適切に対処することにより、人権尊重の責任を果たします。

教育・啓発活動

当社グループは、本ポリシーの遵守及び実効性の担保のために、役職員に対する適切な研修や教育を実施して周知浸透を図るとともに、お取引先様に対しても適切な啓発活動を行い、継続的な協力を求めます。

情報開示・対話

当社グループは、本ポリシーに基づく人権尊重の取り組みに関して、当社グループ内での連携はもちろん、国際的な専門知識を有する外部専門家の協力を仰ぎながら、定期的に情報を開示するとともに、関係するステークホルダーとの対話や協議の機会を設け、当社グループの事業活動に内在する人権に関する重要な課題の有無及び内容について精査し、かかる課題が特定された場合には、誠意をもって速やかに対応します。

2023年1月1日 制定

2024年10月1日 改定

株式会社 I - n e 代表取締役社長

大西 洋平